

三田市手話施策推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三田市みんなの手話言語条例（平成28年三田市条例第57号）第6条の規定により策定された三田市手話施策推進方針（以下「推進方針」という。）の趣旨に基づき、言語である手話の理解促進、普及啓発及び聴覚障害者への理解に係る事業に要する経費を補助することについて、三田市補助金等交付規則（平成9年三田市規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象者は、市が推進方針に基づき実施した事業のうち、次に掲げる手話に関する教室等に参加した者（三田市内に在住、在学又は在勤者に限る。）を2人以上含む団体とする。

- (1) こども手話教室
- (2) 難聴者のための手話教室
- (3) 聴覚障害児のための手話交流会

2 前項第1号の教室に参加した者のうち、補助交付申請日時点において当該教室の受講修了日から5年を経過している者は、補助の対象外とする。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、補助の対象者が前条第1項各号に掲げる教室等のフォローアップ又はステップアップとして自主的に行う手話教室等（講師が聴覚障害者であって、当該講師と受講生の間意思疎通支援者による支援が必要であると認められるものに限る。）とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、三田市意思疎通支援者団体派遣事業実施要綱（平成30年4月1日施行）第10条第1項の規定により負担する意思疎通支援者の受入れに要する費用（活動費及び交通費）とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は前条に規定する経費の全額とし、予算で定めた額の範囲内とする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。